

I L C実現に向けた国民的な機運醸成業務企画提案審査要領

この「企画提案審査要領」は、岩手県が実施する「I L C実現に向けた国民的な機運醸成業務」（以下「本業務」という。）に係る受託候補者を選定するために行う企画提案の審査について、必要な事項を定める。

1 審査機関

- (1) 本業務に係る企画提案の審査は、企画提案選考委員会（以下「選考委員会」という。）において実施する。
- (2) 選考委員会の委員は、別途選定する。

2 審査方法

- (1) 選考委員会は、企画コンペ参加者（以下「コンペ参加者」という。）から提出された、「I L C実現に向けた国民的な機運醸成業務仕様書」3に定める書類（以下「企画提案書等」という。）及び「I L C実現に向けた国民的な機運醸成業務企画コンペ実施要領」4に基づき実施する選考委員会におけるプレゼンテーションにより、5に定める審査基準に基づき審査を行う。
- (2) 選考委員会は、以下により順位付けを行い、その結果を県に報告する。
 - ア 各委員は、コンペ参加者が提出する企画提案書等及びプレゼンテーションにより、5に定める審査基準の審査項目ごとに評価・評点を行う。
 - イ 各委員は、全てのコンペ参加者のうち上位3者を決定し、それぞれ順位に基づき順位点を付す（1位—5点、2位—3点、3位—1点）。
 - ウ 選考委員会は、コンペ参加者ごとにイの順位点を集計し、点数の多い順に順位付けを行う。

なお、順位点の合計点と同数の者がある場合は、これらの者のうち1位の数が多き者を上位者とし、1位の数が同数の者が複数ある場合はこれらの者のうち2位の数が多き者を上位者とし、さらにその結果が同数の場合は3位の数が多き者を上位者とする。1位、2位及び3位の数が同数の者が複数ある場合は、選考委員会での合議により順位を決定する。
- (3) コンペ参加者が1者のみの場合についても上記により審査を実施するものとし、この場合、各審査員の配点の合計を審査員の人数で除した点数が60点以上となることを受託候補者の選定基準とする。

3 一次審査の実施について

コンペ参加者が5者を超える場合は、選考委員会に設置する部会において企画提案書等の審査（以下「一次審査」という。）を実施し、上位を選考委員会におけるコンペ参加者とする。

4 審査結果の通知

審査結果については、各コンペ参加者に書面で通知する。

5 審査基準

選定基準	審査項目	審査内容	配点	
企画内容 の的確性	業務目標	・業務目的を理解し、的確な目標を設定しているか。	10	20
	計画性	・契約締結後、直ちにキャンペーンの展開に着手できる体制が整えられるか。	10	
業務企画 内容	PRコンテンツの制作	・制作するPRコンテンツの種類、コンセプト、活用方法は、国民のILCへの関心喚起に効果的なものであるか。 ・PRコンテンツの制作にかかる体制、日程等 確実性があるか。	30	50
	キャンペーンの展開	・キャンペーンの展開方針及び手法は、首都圏での機運醸成に効果的なものであるか。	20	
業務遂行 能力	業務遂行能力	・業務を滞りなく実施し、不測の事態にも対応できる体制か。 ・関係機関等との協力体制をふまえ、確実に業務を遂行できるか。 ・類似業務の実績等が十分にあるか。	20	30
	積算内訳	・事業単価経費が妥当であり、企画提案内容と整合性がとれているか。	10	
合計			100	
順位点				

なお、配点基準は以下のとおり。

評価	10点の項目
非常に優れている	10
優れている	8
問題はない（中位点）	6
やや問題がある（一部修正が必要）	4
問題がある（大幅な修正が必要）	2
採用できない	0

※20点満点の項目は×2、30点満点の項目は×3を行うこと。

また、上位3者までに順位点を付すこと。（1位—5点、2位—3点、3位—1点）